2023年2月26日 2022年度 第2回アドバンス助産師交流会

政策概要 これからの助産師の活動

日本助産評価機構 上智大学総合人間科学部看護学科 佐山 理絵



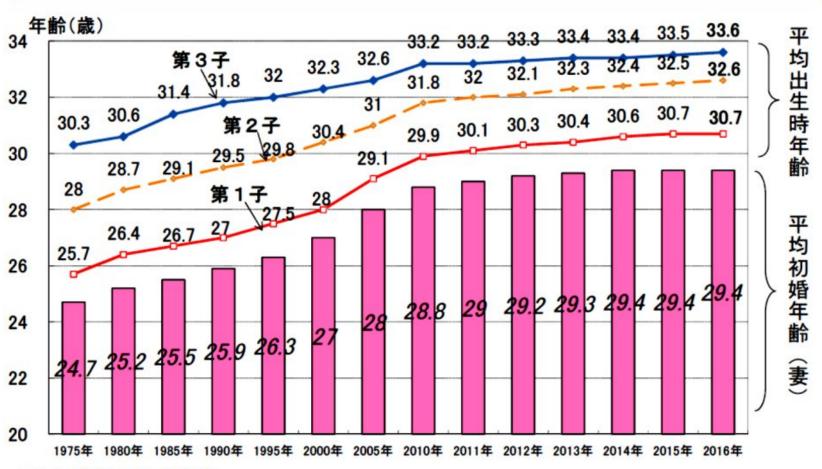


アウトライン

- 1. 妊産婦を取り巻く現状
- 2. 医師の働き方改革等
- 3. これからの助産師の活動

平均初婚年齢・平均出生時年齢の推移

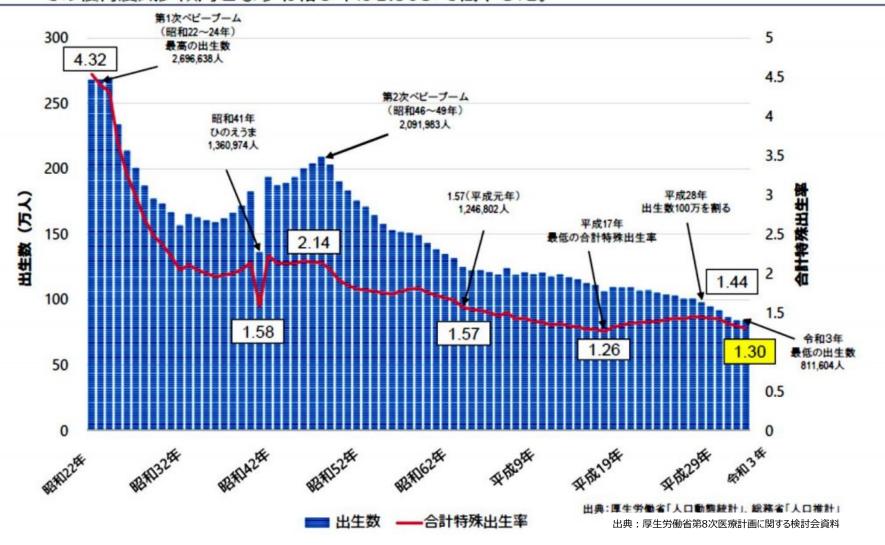
○ 晩婚化に伴い子どもを産む母の平均年齢は上昇傾向にある。



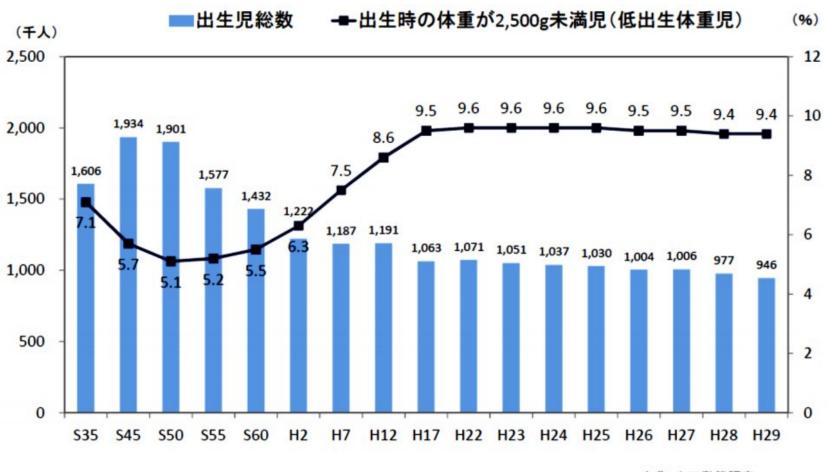
出典:厚生労働省「人口動態統計」

少子化の進行と人口減少社会の到来

- 出生数は、平成28年に100万人を下回り、令和3年には過去最少の811,604人であった。
- 合計特殊出生率は平成17年に1.26を底としてやや持ち直し、平成27年には1.45まで回復したが、 その後再度減少傾向となり令和3年は1.30まで低下した。



出生数及び低出生体重児の割合の年次推移

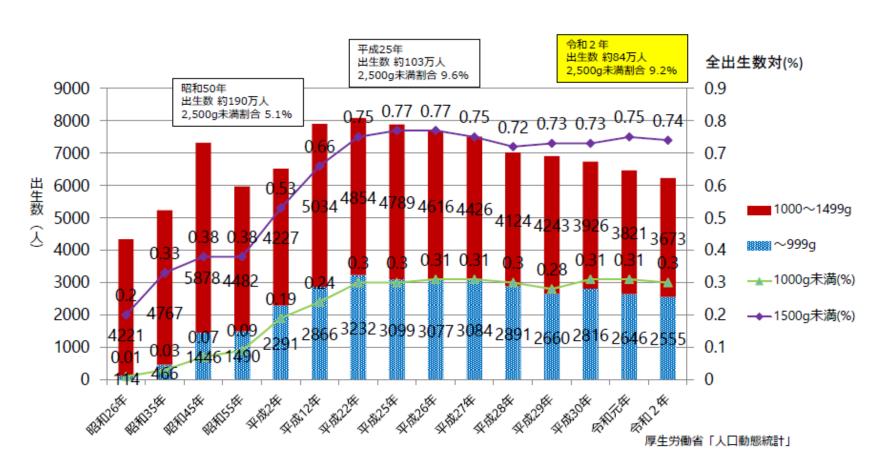


出典:人口動態調査

出典:厚生労働省「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会(第1回)」資料

出生時体重別出生数及び出生割合の推移

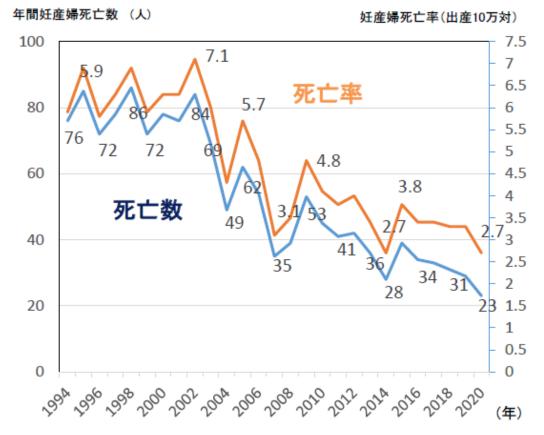
- 昭和50年から平成25年までの約40年で、出生数は減少しているが極低出生体重児(1000g〜 1499g)、超低出生体重児(1000g未満)の割合が増加傾向。
- 極低出生体重児、超低出生体重児の割合は、近年は横ばい傾向。



出典:厚生労働省第8次医療計画に関する検討会資料

妊産婦死亡者数の推移(1994~2020年)

- 妊産婦死亡数は年々減少しており、2020年(令和2年)には、23例/年。
- 本邦における周産期死亡率、妊産婦死亡率は諸外国と比較し低率であり、世界において最も安全なレベルの周産期医療体制を提供している。



出典:厚生労働省「人口動態調査」

出典:厚生労働省第8次医療計画に関する検討会資料

	周産期死	妊産婦死
	亡率	亡率
日本*	3.2	2.7
カナダ	5.8	6.0
アメリカ	6.0	28.7
フランス	11.8	4.7
ドイツ	5.6	3.3
イタリア	3.8	3.3
オランダ	4.8	3.5
スウェーデン	4.7	0.9
イギリス	6.6	4.5
オーストラリア	2.9	2.6
ニュージーランド	4.9	17.0

*国際比較のため、周産期死亡は変更前の定義(<u>妊娠満</u> 28週以降の死産数と早期新生児死亡数を加えたものの 出生千対)を用いている。また、妊産婦死亡は出生10 万対を用いている。

出典:厚生労働省「人口動態統計(令和2年)」、 WHO「World Health Statstics Annual」、 UN「Demographic Yearbook」

総合周産期母子医療センター:112箇所

- リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療
- 周産期医療システムの中核としての地域の周産期医療施設との連携
- 周産期医療情報センター

※総合周産期母子医療センター 原則として3次医療圏に1か所整備

母体・新生児搬送

地域周産期母子医療センター:296箇所

- 周産期に係る比較的高度な医療行為
- 24時間体制での周産期救急医療

療養・療育支援

- 周産期医療施設を退院した障害児等が療養・療育できる体制の提供
- 在宅で療養・療育している児の家族に対する支援

母体・新生児搬送 オープンシステム等による連携

総合周産期母子医療センター1か所に対し数か所整備

・※地域周産期母子医療センター

主に低リスク分娩を扱う医療機関 (一般病院、診療所、助産所)

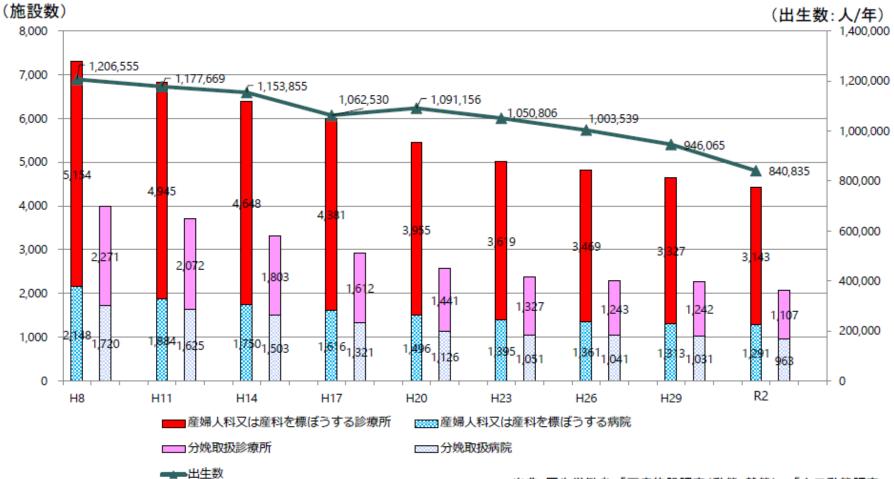
- 正常分娩を含めた低リスク妊娠、分娩および正常新生児への対応 (助産所は正常な経過の妊娠、分娩および新生児のみ対応)
- 他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応

時間の流れ

分娩のリスク

産婦人科を標榜する医療機関数と分娩取扱実績医療機関数の推移

- 産婦人科又は産科を標榜していても、実際に分娩を取り扱うとは限らない。
- 出生数は減少しており、併せて分娩を取り扱う医療機関も減少している。
- 分娩を取り扱っていない施設の割合は、病院において25%、診療所において65%と、診療所の方 が高い。

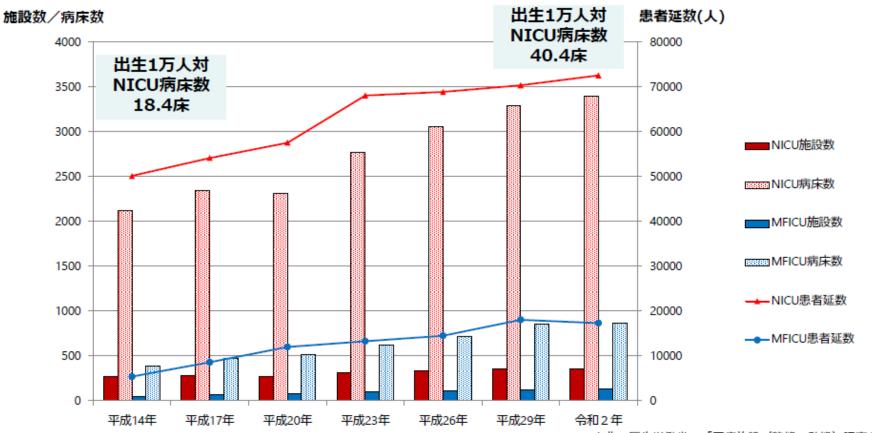


出典:厚生労働省第8次医療計画に関する検討会資料

出典:厚生労働省「医療施設調査(動態・静態)」、「人口動態調査」

NICU(新生児集中治療室)・MFICU(母体・胎児集中治療室)の病床数と患者延数の推移

- NICU及びMFICUの施設数、病床数は増加してきている。
- NICU患者延数は近年もやや上昇傾向にあるが、MFICU患者延数については近年横ばいからやや減少してきている。
- NICU病床数については、平成27年少子化対策大綱において、出生1万人対25〜30床という目標が示され、 平成29年には全都道府県で目標を達成した。令和2年度のNICU病床数は出生1万人対40.4床と大幅に目標値を 上回っている。



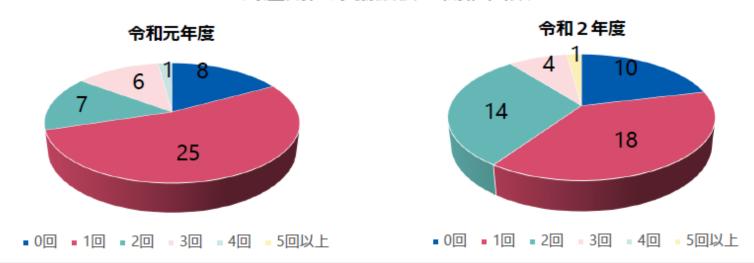
出典: 厚生労働省第8次医療計画に関する検討会資料

出典:厚生労働省 「医療施設(静態・動態)調査 | ※ 患者延数は9月中の患者数

周産期医療に関する協議会について

- 令和元年度・令和2年度に、周産期医療協議会を開催していない都道府県が存在する。
- 医師はほとんどの都道府県で参加しているものの、新生児科医が参加していない都道府県がある。また、救急 医が参加している都道府県は少ない。
- 助産師は37都道府県で参加している。
- 消防関係者の参加は32都道府県にとどまる。

周産期医療協議会の開催回数



協議会メンバーの職種:都道府県数(令和2年度、回答のあった44都道府県のうち)

医師	j						看護師等			消防関係者	体健/// 関係/表		学識経験者	
	産科医	産婦人科医	小児科医	新生児科医	救急医	麻酔科医		助産師	看護師	保健師		D. C. D. C.	担当者	
44	27	42	41	29	5	2	41	37	28	9	32	25	27	23

病棟における産科区域の特定

- 周産期母子医療センターの約半数で、産科一般病床は産科患者専用である。
- 産科専用病棟を有さない周産期母子医療センターのうち、約半数では、区域管理(ゾーニング)やユニット 化により産科区域の特定が行われているが、医療計画上、産科区域の特定に関する記載はない。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(抄)

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

- 1. 成育過程にある者及び好産婦に対する医療
- (1) 周産期医療等の体制
- 分娩を取り扱う医療機関について、母子への感染防止及び母子の心身の安定・安全の確保を図る観点から、産科 区域の特定などの対応を講ずることが望ましい中、医療機関の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進する。

産科混合病棟の状況(回答340施設)

	一般産科病床 (MFICUを除く)		
	産科患者のみ入院		
はい	174	総合	68
lav.	174	地域	106
いいえ	166	総合	23
	166	地域	143

出典:周産期医療体制調査(令和2年度実績)

産科混合病棟における 区域管理(ゾーニング)、ユニット化の実施状況

	総合	地域	計
区域管理 (ゾーニン グ) を行っている	6	33	39
ユニット化を行ってい る	5	27	32
ユニット化及び区域管 理(ゾーニング)を 行っている	1	11	12
どちらも行っていない	11	72	83

産科混合病棟における 産科以外に入院する診療科 (複数回答可)

診療科	回答数
婦人科	151
外科	50
小児科	43
内科	41
眼科	28
整形外科	26
泌尿器科	20
耳鼻咽喉科	18
脳神経外科	15
皮膚科	12
歯科口腔外科	10
救急科	9
総合診療科	5
精神科	5

母子保健法の一部を改正する法律(産後ケア事業の法制化)について

金巻ケア事業とは 公布日 : 令和元年12月6日 法律番号: 令和元年法律第69号

〇産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等(産後ケア) を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

〇現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。

〇各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

〇実施主体:市町村

※事業の全部又は一部の委託可

〇内容:心身の状態に応じた保健指導

療養に伴う世話

育児に関する指導若しくは相談その他の援助

〇実施類型: ①短期入所型

②通所型 (デイサービス型)

③居宅訪問型 (アウトリーチ型)

〇実施施設:病院、診療所、助産所その他厚生労働省

令で定める施設

〇実施基準:厚生労働省令で定める基準

(人員、設備、運営等に係る基準)

対象者

〇産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、 乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 〇市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく 行う観点から、
 - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と 必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、 児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の 保健及び福祉に関する事業との連携

を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の 一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければ ならない。

施行日

〇2年を超えない範囲内で政令で定める日

出典:厚牛労働省母子保健課作成資料